

報酬助成制度の見直しについて

1 報酬助成の上限額の見直し

（課題）助成の上限額があり、家裁の審判額を全額助成できないため、被後見人の資産状況によっては専門職後見人が報酬（審判額）を全額受け取れない場合がある。

（見直し）以下のとおり在宅者と施設入所者の助成上限額（月額）を同額にし、併せて監督人も上限額（月額）を同額とする。

【現行】	【改正後】令和7年度から
（在宅）28,000 円 ※監督人 14,000 円 （施設）18,000 円 ※監督人 9,000 円	（在宅・施設）28,000 円 ※監督人 14,000 円

○区・社会福祉協議会で上限額は同一

2 助成要件の見直し

（課題）区と社会福祉協議会で助成制度の経済的要件が異なり、公平性が保たれていない。

（見直し）助成制度の経済的要件を区・社会福祉協議会ともに以下のとおりとする。

【現行】	区	社会福祉協議会
	1 生活保護を受けている者 2 以下の条件を全て満たす者 ①収入から後見報酬を差し引いた額が生活保護基準の 1.15 倍以下の者 ②預貯金が 300 万以下の者 ③資金化できる資産がない者 3 報酬を費用を負担することが困難であると区長が認める者	1 生活保護を受けている、かつ預貯金が 70 万円以下の者 2 住民税非課税世帯の者、かつ預貯金が 70 万円以下の者 3 会長が必要と認める者
【改正後】 令和7年度から	1 生活保護を受けている者 2 以下の要件を全て満たす者 ①住民税非課税世帯の者 ②預貯金等が 100 万円以下である者 ③世帯員が居住する家屋など生活に必要な資産以外に資金化して報酬の支払に充てることができる資産がない者 3 報酬費用を負担することが困難であると区長（会長）が認める者	
対象者 ※変更なし	区長申立てにより後見人等がついた方	区長申立て以外で専門職後見人等がついた方

